



規程の改定について

(1) 緊急時対策規程

【改定内容】

改定分類	対象箇所	改定内容	
条文 変更	第8条 〔大会の 成立条件〕	現行	大会の一部中止または打ち切りを決定した場合、V・レギュラーラウンドで予定された公式試合数の75%以上の終了をもって、当該大会の成立条件とする。
		改定案	大会の一部中止または打ち切りを決定した場合、 大会に参加する全チームが V・レギュラーラウンドで予定された公式試合数の 50% 以上の試合を終了することを、当該大会の成立条件とする。

【改定理由】

リーグが一部中止または打ち切りを決定した場合の大会の成立要件について、昨今の社会情勢を鑑みチームごとの消化試合数を設定し、かつ、パーセンテージを変更する改定を行った。

(2) Vリーグ機構規約/コンプライアンス規程

【改定理由】

Vリーグ機構規約第19条について、チームから「内規で定められる主力選手の基準となる数値のハードルが高い」、「最強チームは第三者の目線で決めるものではない」などの意見が定期的にあがることから、過去全チームに実施したアンケートの結果なども踏まえ議論の上、改定。また、見直しに伴い補足基準も廃止。コンプライアンス規程内の制裁金の規定も削除した。

■ Vリーグ機構規約

【改定内容】

改定分類	対象箇所	改定内容	
条文変更	第19条 〔最強のチームによる試合参加〕	現行	<p>第19条〔最強のチームによる試合参加〕</p> <p>(1)参加チームは、その時点における最高の状態、最強のメンバーをもって第17条の試合に臨まなければならない。</p> <p>(2)Vリーグ機構の役職員、参加チームおよびその登録構成員、審判およびその他関係者もしくは第三者より、前項に対する違反の申し立てがあった場合、代表理事会長は「Vリーグ機構規約第19条の補足基準」に基づき調査を行う。</p>
		改定案	<p>第19条〔チームの試合参加〕</p> <p>参加チームは我が国のバレーボール国内トップリーグに出場するに相応しい状態で第17条の試合に臨まなければならない。</p>
廃止	Vリーグ機構規約第19条の補足基準(内規)	現行	<p>第1条〔試合における出場選手の基準〕</p> <p>DIVISION1レギュラーラウンド、ならびにDIVISION 2およびDIVISION 3の最終LEGについて、チームは、各試合2セット以上において、出場する選手のうち60%以上のものが、第2条に定める基準(以下、「主力選手の基準」という)を満たすよう構成しなければならない。</p> <p>第2条〔主力選手の基準〕</p> <p>主力選手の基準は、最終LEG直前までの公式試合出場データ(例:2回戦総当たりの場合は第1LEG、4回戦総当たりの場合は第1LEGから第3LEGまでの合算データ)をもとに、次のとおりとする。</p> <p>①リベロプレーヤー以外 チーム総セット数の60%以上の出場セット記録を持つ選手</p> <p>②リベロプレーヤー チーム総セット数の50%以上の出場セット記録を持つ選手</p> <p>第3条〔怪我・疾病および傷害時の対応〕</p> <p>主力選手の怪我、疾病または傷害等のやむを得ない事情により、第1条を満たすことができない場合は、事前にVリーグ機構代表理事会長に書面により届出るとともに、後日、医師の診断書を提出しなければならない。</p> <p>第4条〔本基準の対象試合〕</p> <p>DIVISION 1レギュラーラウンド、ならびにDIVISION 2およびDIVISION 3の最終LEGを除く公式試合(以下「基準対象外試合」という)は、本補足基準の対象外とする。ただし、基準対象外試合においても、Vリーグ機構規約第19条を著しく違反していると代表理事会長が判断した場合は、Vリーグ機構規約第80条に定める[最終的拘束力]の対象となる。</p> <p>第5条〔改 正〕</p> <p>本基準の改正は、運営会議の発議に基づく理事会の決議により、これを行う。</p>
		改定案	廃止

■ コンプライアンス規程

改定分類	対象箇所	改定内容	
条文削除	第23条(3) (制裁金の金額)	現行	<p>(3) 次の各号のいずれかに該当する社員、チームを有する法人その他団体およびチームに対しては、1,500万円以下の制裁金を科す。</p> <p>① Vリーグ機構規約第18条[参加義務]第1項に違反して、公式試合に参加しなかったとき</p> <p>② Vリーグ機構規約第19条[最強のチームによる試合参加]に違反して、最強のチームをもって試合に臨まなかったとき</p> <p>③ Vリーグ機構規約第24条[主管者の責任]に違反して、安全確保の協力を怠り、重大な結果を生じさせたとき</p> <p>④ Vリーグ機構規約第39条[試合中止による損失の弁済]に定めるチームの責に帰すべき事由により、試合が開催不能または中止となったとき</p> <p>⑤ Vリーグ機構規約第44条[非公式試合および興行への参加]に違反して、事前にVリーグ機構の承認を得ずに第三者が主催するバレーボールその他のスポーツの試合またはイベント等に参加したとき</p> <p>⑥ Vリーグ機構規約第45条[有料試合の開催]に違反して、事前にVリーグ機構の承認を得ずに有料試合を開催したとき</p> <p>⑦ Vリーグ機構規約第46条[国外チームとの試合]に違反して、事前にVリーグ機構の承認を得ずに外国のチームと試合を行ったとき</p> <p>⑧ 第15条に違反して、調査に協力しなかったとき</p>
		改定案	<p>(3) 次の各号のいずれかに該当する社員、チームを有する法人その他団体およびチームに対しては、1,500万円以下の制裁金を科す。</p> <p>① Vリーグ機構規約第18条[参加義務]第1項に違反して、公式試合に参加しなかったとき</p> <p>② Vリーグ機構規約第19条[最強のチームによる試合参加]に違反して、最強のチームをもって試合に臨まなかったとき</p> <p>② Vリーグ機構規約第24条[主管者の責任]に違反して、安全確保の協力を怠り、重大な結果を生じさせたとき</p> <p>③ Vリーグ機構規約第39条[試合中止による損失の弁済]に定めるチームの責に帰すべき事由により、試合が開催不能または中止となったとき</p> <p>④ Vリーグ機構規約第44条[非公式試合および興行への参加]に違反して、事前にVリーグ機構の承認を得ずに第三者が主催するバレーボールその他のスポーツの試合またはイベント等に参加したとき</p> <p>⑤ Vリーグ機構規約第45条[有料試合の開催]に違反して、事前にVリーグ機構の承認を得ずに有料試合を開催したとき</p> <p>⑥ Vリーグ機構規約第46条[国外チームとの試合]に違反して、事前にVリーグ機構の承認を得ずに外国のチームと試合を行ったとき</p> <p>⑦ 第15条に違反して、調査に協力しなかったとき</p>